平成２１年（フ）第６１１号
兵庫県高砂市松陽２丁目84番地の３
破産者　新田　　実
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３８０号
熊本市月出１丁目６番21号
破産者　屯　　勇雄
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１４６号
茨城県日立市城南町２丁目11番17号
破産者　根本　敏範
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２０年（フ）第４８９号
熊本市萩原町５番14号サツキハイツ201号室、開始決定時の住所熊本県熊本市萩原町３番21―304号
破産者　添島　和子
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１０６７号
熊本市小峯３丁目２番127号　シティハイムサンホワイト101号
破産者　鶴田　祐子（旧姓河内）
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２３２号
熊本市南熊本４丁目７番19号
破産者　荒瀬　陽一
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１４０７号
仙台市青葉区台原５丁目４番46号　セザール台原103
破産者　中鉢　　巌
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３７号
宮城県多賀城市大代１丁目12番５号　ホームＦＭ201号
破産者　山田　慎一
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４８号
宮城県大崎市古川清水字３丁目下川原13番地
破産者　後藤　健一（旧姓菊地）
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目４番２―１号
破産者　高橋　幸子
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
宮城県栗原市若柳字大林要害86番地３
破産者　森園　智行
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
静岡県田方郡函南町上沢753番地の32
破産者　鈴木　浩次
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６９８号
愛知県春日井市神明町29番地１
破産者　メンバーズたか城こと髙城利恵こと
髙城　**牟**枝
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８９号
京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地10　ファミール伏見Ｃ棟201、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区東朱雀町926番地９
破産者　秋武　幸子
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９５号
京都市下京区五条通西洞院西入平屋町417番地　６Ｆ601
破産者　中井　俊夫
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
大阪市旭区新森５―13―12―302、住民票上の住所大阪府門真市脇田町９番４号
破産者　村井　一雄
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目９番４号
破産者　佐柳　　賢
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４１３号
大阪市住吉区長居東１―27―６―306、開始決定時の住所大阪府寝屋川市宇谷町７番19―1301号
破産者　木谷　　篤
１　決定年月日　平成21年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部